

就学援助費(新入生用学用品費)入学前支給のお知らせ

令和8年4月公立小学校又は中学校入学予定者の保護者で、就学援助の要件に該当する方に対し新入生用学用品費を入学前に支給します。

※就学援助の要件については、別紙就学援助制度のお知らせをご確認ください。

■対象者 次の①～③全てに該当する方

- ①令和8年4月公立小学校又は中学校入学予定者の保護者の方
- ②就学援助費受給要件のうち準要保護者に該当する方(審査は令和6年所得によります。)
- ③甲州市に住所を有している方

※令和8年3月31日以前に甲州市外へ転出した場合には返還していただくこととなりますので、転出する可能性がある場合、入学前申請をご遠慮ください。

■援助内容 下記金額を3月中旬以降、保護者口座へ支給します。

| | | | |
|-----------------|-----|---------|-------------------------------|
| 就学援助費(新入生用学用品費) | 小学校 | 57,060円 | ※令和8年度支給単価が増額改定された場合には差額を追加支給 |
| ※入学予定者1名につき | 中学校 | 63,000円 | |

■提出書類 提出書類は、令和7年度就学援助費受給状況により異なります。

| 令和7年度 就学援助費受給状況 | 申請書類 |
|--------------------|--|
| 現在受給中 (兄弟含む) | ①申請書(入学前申請用) |
| 未受給 | ①申請書(入学前申請用) ②所得のある方全員分の令和6年分所得がわかる書類(確定申告書(写)、市・県民税申告書(写)、源泉徴収票(写)等) ③指定口座の通帳コピー ※申請前に世帯全員(所得のない方で扶養親族になっている方を除く)の令和6年分確定申告、市・県民税の申告等(給与所得者で年末調整されている方は不要)を済ませてください。世帯内に未申告者がいて所得が確認できない場合は受給できません。 ※受給要件のうち、「ク その他、経済的に困窮」の場合には『受給申請理由書』の提出が必要です。 ※申請内容により、その他書類を追加提出していただく場合があります。 |

■提出期限 令和8年2月20日(金)まで

※申請期限を過ぎてしまった場合でも、令和8年度就学援助費受給申請にて新入生用学用品費を受給できます。(審査は、令和7年分所得によります。)

■提出先

〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085-1 甲州市役所 2階
甲州市教育委員会 教育総務課 教育総務担当 電話 32-1412

【注意事項】 必ずご確認ください。

■令和8年度就学援助費を受給するには、本申請とは別に就学援助費受給申請書の提出が必要です。期限までに各学校へ提出してください。また、その際には所得証明書類(令和7年分)が必要です。

| 申請種別 | 提出先 | 審査所得 |
|---------------|------------|--------|
| 新入生用学用品費入学前申請 | 教育委員会へ直接提出 | 令和6年所得 |
| 令和8年度就学援助費申請 | 各学校へ提出 | 令和7年所得 |

■新入生用学用品費の入学前支給を受けた場合には、令和8年度就学援助費のうち(新入生用学用品費※同額)の支給はありません。

■申請書類及び援助の状況は入学予定校へ通知します。